

東御受有御座間敷、左様御座候得者、第一朝廷之御威光にも相拘り、不輕御事と恐入奉存候。

攘夷の命令、輕率に發す可からざる所以を云ふ。

浪士蜂起の聲

殊に此趣傳承仕候はゞ、浪士共又々蜂起可仕歟と甚危念奉存候、併横濱、長崎等在留之夷人迄之儀者、關東に被命候にも及不申、私一手を以、十分逐斥仕事御座候得共、其後之處置、當座に者御受難申上御座候。

以下其の理由を説く。

其故者條約取結之上、無故此方より兵端を開候ては、夷人共不義非道申立、同盟之國々相結び、速に軍艦數十艘差向け、江戸海者勿論諸國要地之津湊え亂妨仕、防禦不行届之處より、内地え致亂入候儀顯然に御座候。

對手諸國の應戰態度を云ふ。

勝算立す

私儀武門之身にて、ケ様申上候者不似合之儀と可被思召候得共、三百年來之太平人心驕惰之風習適々慷慨之者も有之候得共、只に氣象迄にて、實場不案

内之武士、必勝之策無覺、東併陸戰者古來より我長ずる處に御座候得者、あながち敗走而已者仕間敷、彼陸戰勝利無之と存候節者、數十艘之軍艦、所々要地之海口に出沒致し、江戸、大阪、其外津港之運路を妨候者ば、是非軍艦差出し、追拂不申候て者相成間敷、水戰者我短なる處に御座候得者、勝算無覺、東奉存候。然る時は、おのづから皇國中窮迫に及び、不戰して、屈辱せらるゝに至候儀、必然之勢に御座候。

久光持重論の因由

以上は到底現今の形勢にては、必勝の算なき所以を縷述してゐる。要するに何人たりとも此理は尤も踏易きもの、然も容易に之を口にしないのは、他の非難を憚り、且つ畏れたるが爲めに外ならない。但だ鳥津久光は、薩藩の勢力を背後に擁し、天下何人も其の懦弱を非難し得る者なきが爲めに、彼は其邊の頓著なく、斯くは明々地に、其の所見を開陳することを得たものだ。然も彼の議論も、未だ長井雅樂の開國遠航論ほどの痛快味は無い。要するに鳥津の意見は、持重論だ。然も此の意味に於て、長藩現時の急進論とは相容れなかつた。

〔一二二〕 近衛關白、島津久光の意見を徴す (五)

昭和八年一月初八、大森山王艸堂に於て、稿をつゞく。六日本山彦一翁の葬に大阪に赴き、七日歸東、新年勿々、寧處に遑あらず。

攘夷の順序

島津久光は、更らに端的に、攘夷の目的を達せんには、左の順序を必須とする旨を告げた。

就而愚考仕候處、兎角於關東大政之舊弊御一新、武備充實之處、御急務と奉存候。徒に筆紙上計にて、御實意に御世話無御座候而者、因循苟且之四字、終に消失仕候期、有御座間敷、長大息之次第に御座候。

此れは關東先づ自から舊弊一新、武備充實の急務であることを云ふ。

粗承知仕候得者、迅速に攘夷と申候事に者無御座候得共、攘夷と不被仰出候得者、武備充實之期無之との朝議に被爲、在候由、是又尤之御事には御座候得

薩長相違の點

共、方今之處にて、攘夷顯然と被仰出候ては、不測禍害を醸出候半歟。此の一點が、島津と毛利と、薩と長と、其の意見を殊にするところであらう。其の子細者、激烈之士共、此命を傳承候は、彌憤發仕、武備不充實之時世も不計、端的に、横濱、長崎等え攻撃之策を主張仕、幕府も鎮靜難相成時機に至り候者、必然に御座候。

左なきだに浪人等は、輕舉妄動しつゝあるに、朝廷に於て、若し萬一油を洒ぎ玉ふ如きことあらば、如何なる椿事を出來せしむ可きや。

清國の覆轍

左様御座候ては、外夷之術中に陥り、皇國一統混亂之基、清國之覆轍を被爲踏候御事と別而恐入奉存候。

清國の覆轍が、當時識者の尤も憂患したる所、而して此れが例のハリスの尤も奇貨としたる所であつたことは、屢ば記したる通りだ。

關東大政一新の要

依之前文申上候通、於關東大政之舊弊御一新、武備充實の御世話、御實意に御主張有之候様仕度奉存候。乍恐東照宮以來天下之大政、只皇國中迄靜謐之爲

め、尾大不掉之患無之様之御處置にて、外寇防禦之儀者難相成御座候。家康の家法は、最早時務には適しない。何となれば、家康は幕府の中央集權を事とし、偏へに國中の靜謐のみを目的としたれば、到底外敵に當ることは思ひも寄らない。

武備充實の策

方今之勢にては、武備堅固に、外夷之輕侮を不受様之御處置に無之候ては、相成間敷、其處置は、第一諸藩之疲弊御救に有之候。疲弊之本者、參勤妻子在府、火消御手傳等に有之候に付、右之件々都而御猶豫にて、武備充實仕候様、御實意に被仰渡候は、諸藩も是を以、必定憤發可仕と奉存候。武備充實の策は、諸藩の疲弊を救ふにあり、諸藩の疲弊を救ふには、諸藩の財用を節せしむるにあり、而して諸藩の財用を節せしむるには、參勤の期を緩くし、大名の家族を歸藩せしめ、諸手傳の役を免するにあり、是皆な幕府の做す可き所にして、朝廷の預り玉ふ所ではない。然も島津久光の意見は、此旨を以て、朝廷より幕府に御督勵を期待し奉つたものに外ならない。

儉安弊習打破

若其上儉安遊惰之弊習不相改者は、屹度嚴罰被仰付度奉存候。此れは勿論のこと。

長藩との相違點

右様之御處置に御變革御座候得ば、武備は、おのづから充實仕、夷狄を萬里之外に、攘斥仕候儀、掌握之内に御座候。此の如く島津久光の對外意見は、畢竟對内意見に過ぎない。攘夷を正面から反對せざるも、事實は之を實行的範圍の外に措いてゐる。此れが長藩の攘夷即行を主張する者と、其方向を殊にする點だ。

朝廷明斷の要

然りといへども、於關東右通り斷然たる處置者致間敷、猶暴威を以て諸藩を壓服之手段而已に可有之候得者、朝廷之御明斷を以、不被仰出候ては、逆も武備充實、外寇逐斥之處、難相成奉存候事。

彼は此の如く朝廷の命もて、幕府に命令し、幕府をして飽迄之を實行せしめんことを期した。實行とは攘夷ではない。攘夷の前提としての武備充實だ。然も武備充實は一朝一夕の事ではない。従つて攘夷も亦た前途遼遠となる譯合だ。

右條々奉隨御内命、鄙見十分申上候間、忌諱嫌疑、匍迄御座候に付、乍恐秘密に被召置、世上に流布不仕候様、被成下度、偏に奉願上候、誠惶敬白。

右意見書の結果

此の如く長文の意見書を、近衛關白を経て、孝明天皇の内覽に供し奉つた。而して此の意見書は、幕府でも餘りに憚ばず、長派でも勿論喜ばず、云はゞ幕と長とは、宛も薩を中間に挟んで、相ひ對峙したる情態を、やがては現出するに至つた。而して其勢の趣く所、遂ひに幕と薩とは、當分ではあるが、合體とならざるを得なかつた。

第十九章 朝臣の黜陟

【一三】 京都に於ける政變

九條久我の失脚

江戸に於ては、未だ必らずしも大原重徳が勅使として、島津久光が其の介添として東下したる爲めのみとは云はぬが、兎も角も一橋慶喜が將軍の後見職となり、松平春嶽が政事總裁職に任じ、改革の政治を行ひ、且つ行はんとしつた。るに際し、京都に於ては、九條關白が其職を罷め、近衛忠熙が之に代りたると同時に、從來至尊に密邇し、朝廷の施爲に、少からざる干係を持つてゐた久我建通等の一味が失脚を來した。

九條退隱の要

元來關白九條は、大老井伊直弼と、東西相ひ呼應して、朝政を乗りたる責任者なれば、江戸に於て井伊が斃れ、其の後繼者が引退し、新局面を打出したるに際し、彼が何時迄も、泰然として關白の位地に安んず可き筈が無い。固より主上に於

かせられては、彼の女は中宮に在りて、至親の間柄で在らせ玉うたとは云へ、當初より主上には、近衛忠熙、三條實萬、若しくは青蓮院法親王等を以て、政治上の相談相手と遊し來りたることにて、九條尚忠の關白職に任じたるは、主上に於かせられては、餘儀なき時の廻り合せと御觀念遊ばされたる次第なれば、今ま聖慮のままに行はるゝに於ては、當然近衛忠熙が之に代るは、更らに問題とす可き程の事では無かつた。

久我背後の岩倉

但だ内大臣久我建通は、至尊の親信し玉ひたる一人にして、彼の背後に於ける岩倉具視は、其の位地は侍従であり、其の官位は少將より、漸く中將に上りしところであつたが、然も彼は殆んど一人にて、朝政を切り廻はしたる者と云ふも不可なき程の有力者であつた。乃ち和宮御降嫁一件の如きも、若し之を功と云ふ可くんば、其功の大半は岩倉に歸す可く、若し之を罪と云ふ可くんば、其罪の大半は、岩倉に歸せねばならぬ程であつたことは、既記の通りだ(參照 久世、安藤執政時代)。

主上と岩倉

岩倉が至尊の御覺え愛度かつたことは、彼が文久二年の春、勅使として東下す可き第一の候補者に撰定せられたことを見ても判知る。而して其の大原重徳を撰定したること、云はゞ岩倉が自己の替人として、彼を推薦したることを見ても判知る。而して更らに大原に授けられたる五大老説の如きも、岩倉の發案であつたことを見ても判知る。尙ほ大原の如きは、専ら岩倉を相手として在江戸中も、京都と照會したることも判知る。

岩倉の意見

元來岩倉の意見は、公武合體説であり、然も其の思想の系統から分析すれば、長州派のそれよりも、寧ろ薩州派のそれであり、特に既掲島津久光の意見書(參照「O'Hara」)と、符合する點も少くない様に見受けらるゝ。

島津の岩倉排斥

されば島津久光は、當然岩倉具視の援護者となり、支持者となり、飽迄彼をして朝廷の政治を翊贊せしむ可き筈であるに拘らず、彼は却つて、今般於朝廷、姦臣御退黜之御英政、實に恐悅至極、小臣等并躍仕候次第に御座候と云ひ、此上は愈以姦黨之邪謀に不被爲、惑關東之權勢に、御恐怖不被爲、在朝議確乎として、御動

近衛岩倉の關係

搖不被遊様奉伏願候事と云ひ、宛も岩倉等を以て、政敵であるかの如く、排斥してゐる。此れは何故であらう。乃ち近衛忠房の如きも、豫て岩倉等には釋然たらざるものあつたらしく、六月三日(文久二年)附、京都より在江戸の島津久光に與へたる書中にも、

先月其元(島津)發駕後は、若州(所司代酒井忠義)より、親敷堂上へ殊外々々手厚取入、別懇之由風聞、嘆々敷存候。實以若州へ親敷堂上には困り入候。實に何か岩倉杯あやしき事に候。御洩し御無用と存候。

と記してゐる。又た七月五日附の同人書中には、

何分早々出立之儀、達て〜申來候様、吳々存候。

此れは酒井所司代が、罷任江戸へ引上げの事に付ての一件だ。

實に餘りの儀、何共申條無之歎入候事に候。尤眞實之叡慮には、不有是、全心當りの邪物之業と口惜存候。

此れは岩倉等が、主上の聰明を壅蔽して、酒井引留運動、若しくは酒井優待運動

をすることを就ての件。

何分御膝元は、表裏兩舌多端、是には十分歎入候。唯々口惜事已に存候。…岩

倉には先月末より引入候。何分表裏之衆多ては、何事も困り入候。

とある。之を見ても、當時久我、岩倉の一味が、如何に近衛家より疾視せられてゐたか、判知る。斯る事情の爲めに、京都に於ける政變は、先づ主上の御側近より行はる可きことと爲つた。

【二四】 岩倉具視近習を辭す

御降嫁問題の賞功

左なきだに和宮御降嫁は、志士の間に尤も不評判であつたが、幕府は其の功勞者として、九條關白、廣橋一位、坊城中納言、久我内大臣、中山大納言、正親町三條大納言、飛鳥井中納言、久世三位、橋本宰相中將、千種少將、岩倉中將、富小路中務大輔

及び大典侍局、新大典侍局、長橋局、女官等に増祿、少將内侍、衛門内侍の二女官には年銀等加賜の命を傳へた。而して岩倉の増祿は、從來百五十石を、貳百石に増加した。即ち五十石の増加だ。此れは文久二年三月廿七日附江戸の老中から、酒井所司代への奉書にして、酒井は之を四月七日九條關白に通達した。

延臣辭退の意

然るに中山忠能、正親町三條實愛、久世通熙、飛鳥井雅典等は、何れも連名もて、之を辭退し、而して彼等は更らに別紙もて、岩倉具視、千種有文、富小路敬直等が、同様辭退する旨を九條關白に告げた。然るに六月二十日に至り、所司代酒井忠義は、幕命を具視に傳へ、明日其の役宅に來る可きを告げた。此に於て岩倉は手書を正親町三條實愛に贈りて、其の進退を諮り、實愛は更らに其の處置を、中山忠能に諮つた。岩倉は未だ實愛の答書を得ないから、兎も角も其子具綱をして、所司代役宅に赴かしめたが、案の如く、前記増祿の幕命を傳へられた。之を以て岩倉は中山忠能によりて、幕命を固辭せんことを言上し、叡慮を伺うたが、時宛も主上には、議奏、傳奏の兩役をして、朝臣俸祿増加に付き、右者所存有之に付、見合

主上の中止命令

相成候様、早く武邊へ可申達事との勅意もて、増俸祿一切停止の旨を傳へしめ玉うた。

而して其の所存の意味に付ては、

主上御所存

所存とは別義に非ず、今日之儀は、全く和宮縁組に付而之事と存候。右は先達より申候通、和宮兼約之義共、關東大奥には違背之廉共有之、毎々愁嘆も申來、實に深心配之至候處、表方よりは、唯萬事都合宜と計申唱、既に加増等之沙汰迄にも及候儀、實に内外之取計、相違に付、尤先件違約之義は、尙又追々爲及掛合候積にて、方今安心と申場には、更に無之候故、右申出候事。

如何にも秋霜烈日の意味が、文句の中に含まれてゐる。此れにて主上御不快の程が拜察せらるゝ、されば岩倉其他の諸朝臣が、豫じめ之を辭退したのは、此の雲行を察してゐたからであらう。

岩倉指斥さる

幕府の方では、此の如く和宮御降嫁の成功に付き、朝臣に酬いんとしつゝあるに反し、志士の連中は、之を以て幕府に阿附したるものとなし、其の巨魁として

岩倉具視は、尤も指斥せらるゝに至つた。特に岩倉は所司代酒井忠義と親密にして、酒井が所司代を罷めて、歸府に際し、彼は種々酒井の爲めに、周旋する所ありたるを以て、更らに一層の疾視を加へらるるに至つた。

岩倉辭職

當時在京の薩藩留守居本田彌右衛門(親雄)藤井良節(正徳)等は、岩倉が酒井忠義を庇護する所あるを以て、薩藩の方針に反對する者となし、關白近衛忠熙に入説し、又た越後の浪人本間精一郎の如きは、正親町三條實愛に謁して、頻に岩倉等を君側より斥く可き旨を切言し、四邊の雰圍氣、頗る岩倉等に不利なるものあり、その爲め實愛は中山忠能と商議し、岩倉等の危禍に罹らんことを虞れ、叡慮を候し、岩倉、千種、富小路等をして、自發的に君側より遠からんことを内諭した。此に於て岩倉は、七月廿四日、病と稱し、近習を辭し、本番所參勤を請ふの書を、近習の首席廣幡忠禮に附して之を上つた。而して千種有文、富小路敬直も、亦た同時に辭表を上つた。

惟ふに岩倉には、單に世間の非難や、反對ばかりでなく、恐らくは近衛關白父子

を始めとして、朝臣中にも、彼に好意を持たない者、頗る多かつたであらうと察せらるる。されば主上に於せられても、當人の處分には、頗る當惑遊ばされたることと思はるゝ。

岩倉具視等家祿加増辭退の事

初め二月三日三浦七兵衛は千種有文に語て曰く、關東に於て、和宮御縁組に關し、御骨折の御方々には俸祿加増の内議あり、御婚禮濟の上は仰出さるべき御都合なりと。有文之を具視に告ぐ。具視、事の意料外に出づるを以て之を疑ひ、七兵衛を招致して其實否を問ふ。七兵衛曰く、誠に是事ありと。具視問て曰く、俸祿を加増せらるべき人は誰某なるやと。七兵衛答て曰く、九條殿、久我殿、廣橋殿、中山殿、正親町三條殿、坊城殿、久世殿、飛鳥井殿、橋本殿、千種殿、富小路殿と其御家なり。又新大典侍殿、少將内侍殿、衛門内侍殿も其中に在りと。具視竊に以謂く、和宮の降嫁は、國家の爲に已むを得ざるに出づ。此事に關係せしものに俸祿を加増するは頗る不可なり。若しも堂上女官等にして幕命に悦服して之を甘受すること有らば、朝廷の取理これより大なるは莫し。天下の人之を何とか謂はん、速に幕命を停止せんことを謀るに加かずと。是に

於て具視は久世通照と商議す。通照計の出づる所を知らず、默然として答ふる無し。具視又正親町三條實愛と商議す。實愛曰く、卿酒井若州と之を謀らば如何と。具視曰く、予は有文朝臣の心を付度するに幕命を辭さざらんと欲する者の如し。若し予が幕命を停止せんことを謀ると聞かば、恐らくは其情を害せん、果して然るときは、後來有文朝臣と共に御内用を奉仕するに妨げ有らん、予が心甚だ苦しむ。願くは卿良計を運さんことを、實愛乃ち具視が意を中山忠能に告げて之を商議し、密に幕命を固辭せんことを奏し、以て叡慮を候す。上之を善とし給ふ。四月七日酒井忠義は老中奉書を以て俸祿加増の命を傳ふることを尙忠に告ぐ。(岩倉公實記)

【一五】中山、正親町三條、野宮の進退伺書

岩倉等辭表提出の事情

岩倉、千種、富小路の諸近臣が、上記の如く(參照 一一四)内諭によりて、主上の側近から去るを餘儀なくせられたる事情は、彼等が辭表を上りたる七月廿四日の

翌日、中山忠能、正親町三條實愛、野宮定功三人が、連署の進退伺書を、御前に上りたる文が、尤も能く之を語りてゐる。

奇怪申觸

本問の書狀

内府(久我建通)以下四臣並二局之義、誠以存外千萬之暴論を申唱、奇怪之至候。全體先達以來三朝臣は、頻に三奸とか申し、彼是申觸候得共、實に是と申事無之候ては、御沙汰は勿論、役向より諷諭可仕事無之候に付、捨置候事に候。然處過日本間(精一郎)とか申者より、藤井良節へ遣候文意にては、以の外の大暴論にて、十奸とか申し、其内先文の六人は、奸惡人酒井若狹守よりの往來申込などを専ら取計候間、不濟由にて、名を出し申立、尙此儘に相成候儀に候得ば、暴亂を以て可倒、宮女は先近親を倒し、忌服の下宿を可窺などと、寔以案外千萬の説を起し、實に以恐入、苦心仕候。

此れを見れば如何に當時斯る威嚇文書が、朝紳の心を動かしたるかが想像せらるゝ。

鳥田一件

併是も恐嚇にも候哉と存、打過候所、鳥田の一件(鳥田左近遺難)目前に相起り、

何とも不容易形勢にて、實々萬一右様之取計有之候ては、本人大災は不及申誠以朝廷之御不外聞、無此上義と深く、恐入候事に候。

島田左近は、長野主膳と相ひ提携して、井伊、九條の全盛時代に、黒幕として働らきたるもの、彼が浪士に殺されたのは、朝紳に取りては、威嚇文書の裏書同様にて、頗る有効のものであつたに相違ない。

中山等の恐怖

扱又十奸も有之、餘は若は朝議に預り候、忠能、實愛、定功、久世等にも候歟、併名を不申候間、必定は難仕候。扱々不安心千萬之形勢に候、差當り候處にては、不調法之有無、事の善惡の論は先差置、銘々急速之危難を避け不申候ては、實にいかなる大變可生も難計と、苦心恐入候事共に候。

勤王問屋

如何に彼等が恐怖したる乎、言外に看取せらるゝ。
右等之論を中起候者は、長薩兩藩にては無之、浮浪烏合之徒一組有之(原注、薩長などよりは、勤王問屋と異名を付候由に候)、全く勤王を名として、今日を暮し候徒の内より起り、追々染傳候哉にも相聞候。

當時の京都は、全く所謂勤王問屋の横行時代であつた。

元來善惡共に個様の暴烈無法の仕懸に致し、是非共無據自分より引候と申様にては、實々朝威不相立、深以恐入候事に候間、急度薩長へ申聞、右様之徒は申宥め、取押へ候様申付け度物と存候。

朝廷自から其力無し、薩長の力を借りて、浮浪烏合の徒を取締らんと欲するのみ。

引籠の可否奉伺

久世は麻疹之旨、昨日より改めて不參仕候、自餘三人(中山、正親町三條、野宮)之處も、先文之通、甚以不安心、恐縮千萬に候得共、先名を出し不申候間、不頓著出勤仕居候へ共、於忠能、實愛等は、先年以來事々關係之次第も有之候事故、畢竟は内府(久我)以下同様之事故、引籠候儀至當之事とも存候へ共、私に引籠候も如何、思召之處奉伺候。尙又先條在體言上仕、思召之邊も、得と相伺、引籠候方可然候はゞ、尤可隨御沙汰、何様にて少しも別存は無之候間、何卒何卒思召之通、御沙汰奉願上候、仍内々言上仕候事。

忠 能 上
實 愛
定 功

以上の伺書にて、中山忠能、正親町三條實愛、野宮定功の三人さへも、斯く迄恐怖心を懐かねばならぬ場合に差し迫りつゝあることが判知るとすれば、岩倉等が君邊を退かねばならぬ始末に立ち到りたるは、決して無理からぬ事と推定せねばなるまい。

【二一六】 本間精一郎の斥姦書

尙ほ中山忠能等が進退伺書(参照 一一五)に副へて、主上の御手許まで差し出し

たる越後の浪士本間精一郎が、薩藩士藤井良節に與へたる書翰の謄本は、左の通りだ。

君側の姦
剷除の要

一筆啓上仕候。殘暑嚴敷御座候處、彌御壯健被成御座、珍重奉存候。借此間毎々得面談候通、是迄有志之者、頻に君側之諸奸剷除之事相唱候者、既已委詳御承知も有之儀、右に付御同然深心配仕候。段々取押仕候處、當節追々六ヶ敷相成、何分にも承伏不仕、今大政御更張之折柄、君側之汚姦未除、差置有之候而者、上者聖君之御聰明を奉蔽、下者群臣之赤心を相阻、動もすれば如何敷廷議相下し、折角貴藩(薩藩)杯之御周旋により、近況關東に於ても、御革政之様御心配被爲、在候處、今般若州之御處置之如き、天下之人心、大に疑惑を生じ候儀に御座候。

若州の御處置云々とは、所司代酒井忠義罷免に際し、主上から優渥なる思召があつたことを云ふ。

姦黨留任
の非

右者畢竟是迄之姦黨、其儘御差置に相成候より之儀に而、實奉對天朝、重疊恐

入候御儀に御座候。

此れは岩倉其他の者を、その儘在職せしめ玉ふことを論じてゐる。

第一今般關東へ勅使被差立候も、姦吏擯斥、正義之者、登用被遊度叡慮に被爲
在候處、朝廷には姦物共儘御差置被遊候而者、彌奉恐惶候御儀に候。

前意を一層切言してゐる。

内には少將、右衛門之兩嬪、外には岩倉、千種、富小路、其外總而十餘人之奸物、依
然罷在候は、如何之思召候哉。

此の「十餘人之奸物」の一句が、中山、正親町三條、野宮等が神經に病み、進退伺書を
奉呈するに至りたる所以だ。

斬姦必須
の理由

不正之廷議者、盡く彼兩嬪、久我、岩倉、千種、富小路四奸、尤彼之爲めに斡旋被致
候痕迹已に顯然に付、有志の者共にも、是非々々此度は因循不致、斬奸之義舉
に不及候而者、不相叶勢に談じ候。

「彼之爲めに」とあるは、酒井忠義の爲めであらう、實際岩倉の如きは、酒井の爲め

に斡旋したるに相違あるまい。何となれば岩倉は酒井と最近數年間は、淺から
ぬ交渉があつたからだ。

志士取
めの難

於小生(本問)も重々尤には相考候得共、何分御膝元に右様之事出來候而者、先
般叡慮之御次第も有之、深奉惱宸襟候儀、甚恐入候間、段々理解申諭、鎮靜仕候
得共、一切聞入不申、奉惱宸襟候段は、深恐入候得共、此儘御差置に御成候は、
兼々叡慮不被爲立而已ならず、天下之大害を引興し候儀、必然之事故、今日之
勢不得已、天下之御爲、右義舉に相及可申旨申張、逆も取押之事相叶不申候。

果して斯の通りの形勢であつた乎、將た本問が斯る事實を構造して、威嚇の資
料と爲したる乎。そは何れにもせよ如上の文句は、主上の側近ばかりでなく、主
上にも定めて容易ならぬ形勢と思召したることと拜察せらるゝ。

久我以下
懲罰の要

責而者彼久我殿兩嬪、三四人御黜に相成候より外、他事有之間敷奉存候。

詮じ來れば、全篇の主旨、此の一點に集まる。

趣意に御座候故、其上は如何様共取押出來候事と奉存候。此れは餘人でなく、恐らくは本間當人のことであらう。

實に前にも陳述候通、有志之議論、如何にも確當にて、小生共連も内情は同様之事にて、此節に相成候而も、君側掃清不相整次第に候得共、無是非事柄と覺悟罷在候、併是迄折角取押鎮靜仕處、今更相破候も甚殘念奉存候間、兼而御談置候儀に付、不取敢及内談候、何卒不_レ打置御出殿(此れは近衛家へのことであらう)之場合被爲_レ在候は、御配情所預候、尙得拜晤可_レ申陳候、頓首。

七月十八日(文久二年)

良節 仁兄

精一郎

藤井近衛
亦同心

本間は固より一個の浮浪人に過ぎない。されど薩藩の代表者とも云ふ可き藤井良節も亦た同様の意見であつた。彼は岩倉等が、酒井所司代の爲めに幹旋したるを、薩藩公武周旋の本旨に違背したるものとして、頗る不快に感じたる一

人であつた。而して近衛關白父子も、亦た同様の意見であつた。此れは藤井良節や、本田彌右衛門等薩藩士の爲めに、焚きつけられたる爲めであつた乎、將た近衛父子本心からの意見であつた乎、それは姑らく不問としても、斯る次第であつたから、此の一書の影響は、決して輕少ではなかつた。

【一七】 主上の御苦衷

主上の慰
釋

七月二十四日(文久二年)岩倉具視は、既記の如く近習首席廣幡忠禮に向つて、外補を願ひ出で(參照 一一四)、同二十五日中山忠能等は、進退伺書を上り(參照 一五)、同時に本間精一郎の斥姦書(參照 一一六)をも副へて差出した。此に於て主上には、二十五日宸翰を、中山忠能等に賜ひ、兎も角も關白近衛忠熙に、其の差圖を仰ぎ、進退を決す可き旨を諭し玉うた。

連署令熟考候。先以不容易暴論冤罪之段、誠に過日來、心痛之事に候。併何事も權威盛んに、善惡不明白之所置、實に悲歎不過之候。

此れは浪士の暴論に付ての事であらう。近くは七月二十日島田左近(龍章)は暗殺せられてゐる。

薩摩亦同
書か

尤薩長へ申付、速に退治有之事に候。成る事ならば、早々可申付候。併薩州之處も、過日關白之詞之端にては、同類歟共被疑候。

此れは御尤の事、全く薩摩も岩倉等排斥では同類だ。否な近衛關白自身さへも同類だ。

右に付三朝臣(岩倉、千種、富小路)本番所出願書、昨日披露留置候。中山始進退尋、何共無申答候。止候へば及死地危事を不願、不憐愍に當り、然とて引籠候様とは、此莫大之時節、何處迄も難申下。

全く御尤のことだ。

浪人加擔
の堂上

實に不容易時勢、愚昧之予、定式之事すら萬事拙之處、莫大之時世之上、暴論之

所置に相成、浪人に加擔之堂上も有之事實に何れを善、何れを惡とも不相辨、心勞鬱悶と致、難辨別候。

寔に以て恐れ入りたる次第だ。特に、浪人に加擔の堂上も有之の一句は、朝廷の現狀を能く道破遊ばされたるもの。主上が自から其の近臣を庇護し玉ふことの甚だ困難の事情、恐察するに足る。

依之過日關白へも篤と申聞、萬事宜敷と申置候事に候間、右之義も關白之指圖受候様と存候。於予何分にも騒々敷時勢嘆息之外、無他事候事。

如何にも宸衷御惱悶の御模様が、文字の外に活現してゐる。尙ほ七月二十六日、中山忠能、正親町三條實愛兩人へ、内見せしめ玉ひたる御書付の中には、

浪徒盛に
朝廷下る

一 浪徒之權威盛にては、朝廷之威光降り、一等心配候旨、相心□□申度候。との一節ありて、頗る御苦心の御模様を拜察せらるゝ、要するに主上が四臣(久我、岩倉、千種、富小路)二局(少將内侍、権門内侍)を、側近より遠ざくることは、主上にあらせられても、頗る御不満であらせられたに相違あるまい。然も周邊の大勢は、

到底如何ともする能はず。七月二十八日には岩倉具視は、其の所願の通り、依所勞願近習被免、本番所參勤被仰出候事。

との命を、中山忠能を以て、之を廣幡忠禮に宣し、更らに具視に傳へしめ玉うた。然も問題は決して此れにて底止しなかつた。薩藩にても、表面はそれ程事を荒ら立てなかつたが、内輪では頗る排斥の意が旺んであつた。而して近衛父子も亦た同様であつた。加之藏人所衆の結城秀伴(筑後守)、村井政禮(修理少進)の如きも遊説尤も力め、八月十六日に到りては、大納言廣幡忠禮、大納言正親町實徳、中納言庭田重胤、右衛門督柳原光愛、大藏卿豊岡隨資、正三位長谷信篤、左中將阿野公誠、左中將滋野井實直、右少將河緒公述、右少將三條實美、左少將正親町公董、侍從姉小路公知、修理權大夫壬生基修等連署して、書を關白近衛忠熙に上り、久我建通、岩倉具視、千種有文等が、幕府に通謀するの罪ありとして、之を彈劾した。則ち堂上の中にも、浪人に加擔者ありと、主上が仰せられたるは、正しく事實となりて、表面に活現し來つた。

廷臣の彈劾運動

【二一八】 十三朝紳の彈劾書

久我の罪狀

前記廣幡忠禮、正親町實徳以下十三名連署の彈劾文は左の如し。

微臣之輩恐入存候得共、痛心之餘難默止、不願死罪、存意之儘令言上候。尤不分明之箇條者不申立候得共、衆口之所起を相考候に、外夷事件に付而者、先年來、深被爲盡。叡慮至當之御趣被仰出、屢關東へ御沙汰被爲、在候儀者、實に國家之安危に拘り候御大事に候間、三公始朝議贊謀之人々、同心合體に而、被輔佐。叡慮、飽迄御趣意貫徹之様可有周旋之處、其節内府公(久我建通)儀は、議奏第一にて、前殿下(九條尚忠)と同腹被致候事、抑朝廷御多難を醸候濫賜に而、其後追追關東遠勅之處置に相成、太閤(鷹司政通)並に三公(近衛忠熙、鷹司輔熙、三條實萬)落飾、青門(尊融親王)幽黜等の御混雜に相成候節、内府公專所司代酒井若狹守へ被内應、右等の御變動を坐視傍觀被致、一旦叡慮之御趣意隱没に成行候をも、不被致盡力周旋者、全く不忠之所爲顯然に候。

朝廷多難の始め

以上は専ら内大臣久我建通を彈劾したるもの。久我は元來清議派より囑望せられたる一人であつたが、中途から痛く俗論の領袖視せらるゝに至つた。此れは勿論誤解もあつたが、其の幾分は久我其人の方向轉換にも由つた。

千種岩倉
酒井に通

其以來關東益暴政に相成、毫釐も朝廷尊奉之道不相立、事々被惱、叡慮候時節、機密無大小、千種少將、岩倉中將等を以、悉皆若狹守へ相通、朝廷之御失體に相成候を不顧、偏に關東へ阿諛而已を被爲、主と候心底、奸惡之巨魁と相唱候、衆口難遁哉に存候。

論鋒は進んで岩倉、千種等に及んだ。兩人は正しく酒井所司代と表裏内通の罪魁視せられた。

先達而内府公已下増祿之沙汰有之候儀も、全く從來關東へ内應之廉、則増祿之多少に而、周旋之輕重自ら分明に有之候。

此れは幾分嫉妬の爲めとも推察せられないことはないが、然も亦た色目鏡もて觀れば、斯く觀られないこともない。

内通者處
分の要

方今天下一新之大機會、已前幽閉之大臣親王等、夫々被免、追々朝議御挽回に相成、於關東も、是迄暴政之筋、悔悟可有之哉、既若狹守(酒井所司代)當役不任之趣を以、所司代退役被命候上者、右若狹守へ内通被致候内府公已下、阿黨之人、速に嚴重之御沙汰に不相成候半而者、乍恐朝憲も不被爲立哉と奉存候。

酒井既に所司代を罷免せらる。其の酒井と表裏運動の徒も、隨て處分せらる可きは當然だ。此れが彈劾の理由の重なる一だ。

東坊城氏
處分前例

先年故前菅亞相(東坊城)武家内通之風聞を以て、勅勘被仰出候儀も有之、其節天下一同、御嚴正之朝憲を奉仰候。

此れは安政五年堀田正睦等上洛に際して、菅原聰長の行動に對する非難から、勅勘となつた次第を云うたるもの。

於内府公者、故前菅亞相に比較候得者、一倍之奸惡、十目之所視に候。聰長然り、況んや建通をやだ。

朝憲是正
の要

旁以此節速かに不被正朝憲候て者、天下不服之人心より、如何體之事端、相開

候哉も難計候。左候は、自然朝威之陵夷にも可相成に付、不願恐懼、令言上候。何卒嚴重至當之叡斷被爲、在候様、奉願候事。

而して連署の面々は、廣幡忠禮、正親町實徳、庭田重胤、柳原光愛、豊岡隨資、長谷信篤、阿野公誠、滋野井實在、河緒公述、三條實美、正親町公董、姉小路公知、壬生基修の十三名であつた。

右彈劾文の力

以上の彈劾文が、廷議の上に、如何なる影響を與へたる乎、未だ猝かに知る可からざるも、然も其の背後には、近衛關白父子の如き巨物も控へゐることなれば、到底此の大勢を、中途にて遮り止むることは六ヶ敷、遂ひに主上には、恐らくは萬斛の遺恨を吞ませ玉ひつつも、此際斷然たる御處分を仰せ出さるゝの餘儀なきに到つた。

【二一九】綾小路俊實の書簡

岩倉排斥事情

尙ほ岩倉等排斥の事情に付ては、大原重徳の實子、侍從綾小路俊實が、八月十八日(文久二年)附にて、在江戸の重徳に與へたる長文の書簡が、之を詳細曲盡してゐる。今之悉く之を掲載する類を除いて、其の重なる點を摘録せんに、

岩倉の酒井取持

伯耆守(今度新たに酒井に代りて所司代となりたる松平宗秀)人望に反すと申しても、酒井若狹程人望に反しは不致、若狹守儀に就ては、諸有志切齒扼腕、其が爲に命を落し候者も有之、實に若狹守程人望の盡果つる者は無之、其故に關東より、職掌不適任と申上候。然るに具視朝臣杯は、彼是御取持被爲有、於關東も、不審に存上、若哉右様人望に反する者が、御所之御意に叶候哉と存候哉も難測、且中山(中左衛門)堀(次郎)杯も、若狹守を御取持杯被遊候御方有之候はば、屋敷之人數を以て、御攻め申せと申參居候と申述、大聲を發し笑ひ居候。此れは綾小路俊實が、薩士藤井良節に向つて、新所司代松平宗秀が不入望だか

ら、之を他の適任者に取り代ふ可き運動を、朝廷より在江戸の勅使大原に御下命ある様との相談をしたところ、藤井の返答として、俊實が、大原に書き送つた一節だ。此れにて如何に薩藩が岩倉具視に對して、釋然たらざるか、想像せらるゝ。

岩倉と栗田宮との關係

其内栗田宮（尊融親王）御參朝無之に付、具視朝臣（杯）が妨害之爲と申説も有之趣承候間、小子も心配仕、具視朝臣へ尋問仕候得者、具視朝臣は栗田宮へ拜謁被相願、御參朝之事を御勸め被申上、其後も山田勘解由を以て、御勸被申上候との返答有之候。

斯る風説は、何處ともなく京都に行き渡りたるものと察せらるゝ。

本問等の勳説

過日已來本問精一郎等、頻に正三卿（正親町三條實愛）へ相迫り、除姦之儀申勸め甚敷に至りては、少將内侍を除き候に、禁中を奉驚候は恐懼に付、先づ今城中納言を刺し、中納言刺され候は、少將内侍は必ず宮中より里方へ可被下、左すれば我望の儘に斬殺し、其上内府公三朝臣、衛門内侍も落飾押込候様可

仕見込杯と申迫候由。

此れは正しく此の通りにて、正親町三條實愛から、其の委曲を内奏して、遂ひに岩倉等の近臣の引退となりたる次第は既記の通りだ（參照 一一六、一一七）。

近衛氏の決心

殿下（近衛關白）は、薩州とは格別之間柄に付、何卒申諭、平穩に可相成様被取扱度と、御沙汰之處、殿下存外之御返答にて、薩州と申者は、一概之國風にて、一旦申出候義は、決而不引申候間、逆も力に難及と……御斷申上候と被仰上候に付、主上にも甚敷逆鱗被爲在候處……殿下御返答に、右様之不調者故に、當職之儀は、段々御斷申上候得共、推而被仰下候に付、無據御請申上候儀、右様被仰候儀に候は、辭職可仕と被仰上候。

此の如く此の一件に付ては、平生御親密の間柄であつた近衛關白も、斷然反對側にて、若し主上が強ひての仰せとあらば、關白職を辭する覺期であつたことが、此れにて愈よ分明だ。

朝政浪人の爲動搖

有文、具視、敬直朝臣、少將、衛門兩内侍も終に曖昧之御處置と相成り、加之昨今

に至り、除姦之説、一層氣焰を逞ふし、廣幡卿以下十三名より嚴罰有之様、劾奏有之候趣傳聞仕候。此末如何之事に成行可申哉、叡慮之御程、恐察仕候得者、感慨憤懣之至に不堪候。朝廷之御政事も、浪人之爲に、御動搖相成候様にて者、確乎たる國是も可被爲立目途も無之歟と、悲歎泣涕之外無之候。此れも一面の觀察だ、然も大勢は全く岩倉一味には不利であつた。

LIION 所謂る四姦二嬪の處分

久我岩倉
四面楚歌

久我建通等一味は、今や殆んど包圍攻撃の中心となつた。特に其中に於て嶄然頭角を現はしたる岩倉具視には、其の風當りが尤も猛烈であつたことは、云ふ迄もない。乃ち關白近衛忠熙が、在江戸の島津久光に與へたる書簡中にも、

主上疑心

先々四姦臣之處、少々模様付候事にて、久我内府近々辭官、千種岩倉、富小路に

は近臣被免、遠臣に被仰付候迄は、周旋仕候事ながら、上には姦人の讒を御採用にて、兎に角言上仕候事情に、御疑心深被爲在候て、何事も口外に難及儀數多、實以悲嘆之事に候。

關東より
建言要望

と云ひ、されば勢ひ關東の力を假りて、其の目的を達せんと、元來不好事には候へ共、關東より前關白(九條尚忠)以下姦臣屹度御咎被仰付候様申來候邊に仕度、左なくては、逆も逆も姦は深く手には合不申、實以痛苦候。

排斥運動
奏功

とて、島津久光をして、幕府に其手を伸ばし、幕府をして斯くせしめんと、島津久光まで申し送つた程だ。然るに京都に於ける排斥運動は效を奏し、岩倉等は、愈よ勅勘を被り、八月二十日(文久二年)關白近衛忠熙は、議奏傳奏兩役に命じ、綾小路有長、東久世通禧を宮中に召し、議奏加勢正親町實徳をして、岩倉具視に、蟄居を命じ、解官落飾を諭す可き旨を傳へしめた。此に於て綾小路、東久世の兩人は御沙汰書を奉じて岩倉

邸に臨み、之を授けた。

岩倉解官
落飾

依有思召蟄居被仰下候事。

辭官落飾可被願候事。

而して別紙御沙汰書に曰く、

今度御咎之儀者、去戊午(安政五年)年以來、公武御間之儀、取扱振に付、酒井若狹守奸謀に與し候歟、或被欺候歟、何れにも彼是主上之英明を奉汚之次第有之、不容易儀候、頃日惡評増長、世上人氣にも拘り、難被宥閣候間、御咎被仰出之旨、執柄被命候事。

岩倉迷懷

當時岩倉は感慨に堪えず、之を詠歌に漏らしてゐる、其中の一首に

勅なれば髪は切りもしそりもせむ清き心は神ぞ知るらん

斯くて彼は二十二日落飾して友山と稱した、而して千種有文、富小路敬直も、亦た同時に譴を蒙り、落飾辭官、具視と同日であつた。久我建通は二十五日に至り

て、蟄居を命せられ、二十六日落飾した。建通は素堂、有文は自觀、敬直は敲雲と稱した。

近衛關白
安心

此の一事が、如何に近衛關白等を安心せしめたるかは、關白が八月二十一日附にて、

先便申進置候彼四姦臣一件、實に不容易心配、段々周旋に及候得共、中々六ヶ敷御次第、不一方大心痛、尙亦段々之周旋にて、漸御承知に相成、夫々御咎被仰付候事に候。久我内府公並に千種少將、岩倉中將、富野小路中務大輔等各蟄居辭官落飾等被仰付候間、先々安心仕候。其許にも御安堵可被成候。

と島津久光に書き送り、尙ほ又た八月二十五日附にて、

先々四姦二宮女之處、周旋致相整候段は、安意に候。何分御上京之上、巨細御晰共可申承候。御待申入候。

朝廷の損
失

とあるを見ても、判知る、而して又た如何に近衛關白を首として、此の一件に努力したるか、判知る。餘人は兎も角も、岩倉の失脚は、朝廷に取りても、大なる損

失であつた。若し岩倉が在つたならば、薩長の軋轢も、或る程度に於て、調停が出来たかも知れない。七卿西下の如き事件は出来しなかつたかも知れない。元治甲子禁門の變杯も、或は避け得たかも知れない。然も此れは只だ歴史上千古の疑問、若し^レの一句の中に、葬り去るの外はあるまい、但だ岩倉の逆境に陥りたるは、單に當人を玉成したるばかりでなく、維新の風雲を捲き起す可く、姑らく蛟龍の池中に潜みたるも同様の趣きであつたことは、やがて史實の展開が、仔細に之を證明するであらう。

岩倉具視述懷

文久二年八月今日如何なる日にや、計らざるに重き勦勦を蒙り、籠居落飾すべく
 仰下さる。恐懼無^二申條、驚動亦云ふ所なく、悲歎血涙、頗無念、比するにもものなし。
 いかさまに思ひわきてもかこちても涙のみこそ降増りけれ
 いまはとて思ひきれども黒髮の亂れしすぢぞ別れざりける
 勦なれば髮は切もしそりもせん清きこゝろは神ぞしるらん

〔岩倉具視詠草〕

昭和八年一月十四日午前七時半、山王草堂梅蕾數點
 正に綻びんとする處に於て

蘇峰古稀又一叟

文久大勢一變中篇 終

近世日本
國民史

文久大勢一變中篇 年表並人物概覽

其一年表

文久二年 西曆1862年
戊辰 支那同治元年

三月五日

毛利慶親登城し幕府の老中久世大和守に面し、改革意見を陳述すと傳ふ【五】

▲十五日。幕府老中本多忠民罷め、水野忠精、板倉勝靜之に代る【四、五七】

▲廿六日。安藤對馬守創癒え登城す。【四】▲廿七日。幕府和宮降嫁に關し、朝臣の功勞者に増祿或は年銀加賜をなさんとし、今日その奉書を酒井所司代に贈る。【一四】

▲廿七日。酒井所司代右奉書を九條關白に上る。【一四】▲やがて中山忠能等右増祿辭

退の書を上る。【一四】▲十一日。安藤對馬守罷む【四】▲長藩周布政之助江戸に入る【一七】▲十三日。毛利定廣江戸を發し京都に向ふ。【一四】▲十六日。島津久光未だ安藤對馬守の罷めたるを知らず、今日近衛氏に向ひ、意見提出、傍ら安藤の罷免を要望す。【四】▲今夜朝廷閑老久世廣周を徵すの命を幕府に傳ふ【二三】▲十九日。長藩久坂玄瑞等長井雅樂彈劾書を差出す。【一八、廿二日。長井雅樂江戸に入り正親町三條卿より毛利慶親上京の内勅を傳ふ【一七】▲廿三日。伏見寺田屋事變。▲廿四日。薩藩堀次郎、岩倉具視に書を贈り浪士鎮靜内命を與へられんこと

四月七日

酒井所司代右奉書を九條關白に上る。【一四】▲やがて中山忠能等右増祿辭

を要望す。【一】▲今日。船次郎また別書を岩倉氏に贈り、長州と功を争ふの意なきを明かにす。【一四】▲廿五日。天皇勅を島津久光に賜ひ、浪士鎮靜を内命す。【二】▲天皇また特に近衛忠房に宸翰を與へ、御物左文字の刀を久光に賜はる命を傳ふ。【三】▲幕府一橋慶喜、尾張慶親、越前慶永、土佐豊信、宇和島宗城等の憤を解く。【六】▲廿六日。近衛忠房島津久光の臣小松帶刀を召し天皇の命を傳達し、御刀を授く。【三】▲今日毛利定廣上京の途にあり、石部驛にて寺田屋事變を聞く。【一四】▲廿八日。毛利定廣入京。【一四】▲廿九日。島津久光御刀を賜はられ聖旨に感激し、密に天皇に金若干を上る。天皇今日之を還附し給ふ。【三】▲卅日。幕府一橋慶喜以下の宥免を天朝に上奏す。▲關白九條

五月一日

尙忠辭表を呈出す。【六】▲長藩老臣浦毅負中山忠能邸に召され、程能く周旋すべきの御沙汰を賜はらる。【一五】▲天皇宸翰を九條關白に賜ひ慰諭し給ふ。【六】▲今日鷹司政通、同輔照、近衛忠照、青蓮院宮等憤を解かる。【七】▲毛利定廣中山忠能に一書を上り、御沙汰に奉答し、且つ御沙汰書中の文意に付奉何す。【一五】▲毛利氏幕府に差出さんとする將軍上洛を勸むるの意見書を決定し、今日之を徳山、清末の兩支藩及び重臣益田彈正等に示す。【一二】▲二日。今日毛利慶親昨日決定の意見書を幕府老中久世大和守に提出す。【一二】▲六日。朝廷久世上京を差止め、勅使を江戸に遣はすの議を決す。【二三】▲七日。松平慶永登城。【八】▲酒井所司代久世上京の旨を朝廷に上申す。【二

三】▲八日。今日慶永また登城。【一〇】▲天皇大原重徳に關東下向の勅使を命す。【二四】▲九日。大原重徳を左衛門督となす。【二四】▲今日。朝廷久世上京を中止せしむ。【二四】▲今日島津久光勅使に従ひ、東下すべきの旨公表せらる。【二四】▲田安慶頼の後見を罷む。▲十日。朝廷勅使東下差留の内評議あり、薩藩士大久保利通等頗りに其揉滑運動をなす。【二五】▲十一日。近衛忠房島津久光に書を與へ和泉守を改めて三郎と稱せしむ。【二四】▲天皇九條關白に勅し、幕府への勅諭案を廷臣に下し、之を議せしむ。【三〇】▲十二日。島津三郎に勅を賜ひ毛利氏と申合せ公武周旋に盡力せしむ。【二四】▲十三日。松平慶永今日より御用部屋出勤を命ぜらる。【一三】▲十五日。今日。長州長井

雅樂、慶永の臣中根雪江を訪ふ。【一三】▲三條西季知等公卿二十餘名連署して勅問に對する奉答書提出。併せて御前會議の開催を申請す。【三一】▲十六日。是より先き長井雅樂久坂玄瑞等に彈劾せられ、今日待罪書提出。【二二】▲昨日提出の公卿連署上申に對し勅答を授けらる。【三一】▲十八日。今日公卿近衛邸に會合。近衛忠房、島津久光に書を與へ、勅使東下差留の抑へ難き旨を通知す。【二五】▲大原重徳、中山忠能に書を贈り、早く東下期日の決定を督促す。【二九】▲十九日。久光近衛氏に返書を與へ勅使東下遂行の要を述べ、然らずば知恩院を借用せんとの旨を申入る。【二六】▲重徳今日また中山氏に書を與へ東下の件を督促す。【二九】▲二十日。近衛忠房また久光に書を與へ久光申出

兩條實行の難を告ぐ。【二七】▲大原等東下の件決定し、今日大原に幕府に仰下すべき簡條を授けらる。【三二、三三】▲廣橋傳奏酒井所司代に書を與へ、久世閣老の出家を中止せしむ。【三六】▲二十一日。近衛忠房島津久光に書を與へ、途中久世氏と行合ひたる場合の注意をなす。【三六】▲大原參内御暇乞【三七】▲二十二日。大原島津京都發東下。【三二、三六、三七】▲久光書を在藩茂久に發し、前後事情を報告す。【三六】▲廿三日。在江戸長州藩士益田彈正所謂謗詞事件に就き、一書を在京浦親負に與ふ。【二二】▲脇坂安宅老中再任。【五七】▲廿五日。大原、島津桑名驛にて同宿。【三七】▲廿六日。老中内藤信親罷む。【五七】▲廿七日。大原島津岡崎驛泊、今夜會見。【三七】▲幕府將軍

六月一日

上洛の事を決し、今日閣老板倉勝靜長藩用人内藤造酒を召し、之を報告す。【三八】▲廿九日。幕府老中板倉勝靜長州藩邸に至り、藩主慶親の賜暇上京の件を許し、且つ將軍上洛内定せる旨を傳ふ。【一七】幕府今日附を以て將軍上洛を上奏す。【三八】▲二日。久世閣老辭職。【三八、五七】▲三日。橋本實梁より勅使東下に就き江戸觀行院あて内報あり、勅使の聖意にあらざる旨を告ぐ。【三九】▲五日。長井雅樂失脚、歸國を命ぜらる。【二二】▲大原重德程ヶ谷宿泊、島津久光小田原泊、大久保利通命を受け急行程ヶ谷に至り大原に會見。【三七】▲薩藩堀小太郎江戸にて松平春嶽に謁し、豫め勅旨を傳ふ。【三九】▲六日。大久保程ヶ谷より戸塚に歸り久光に謁し復命。【三

七】▲今日堀小太郎また江戸より戸塚に至り久光に謁し使命報告。【三九】▲毛利慶親江戸を發し上京の途に就く。【四〇、四一】▲七日。大原、島津江戸に入る。【四四】▲八日。島津久光松平春嶽を訪ふ。【四四】▲九日。堀小太郎久光の命を受け、中根雪江を訪ひ、久光の内意を傳ふ。【四五】▲十日。勅使大原登城、將軍に會見。勅旨を傳ふ。【四六、四七】▲薩藩士大久保、堀等、長藩士周布、小幡と會見。【四八】▲十一日。周布政之助、大久保等に書を與へ明日再會を申入る。【四八】▲十二日。薩長兩藩士所謂鴻門の會をなす。【四八】▲十三日。大原再登城閣老脇坂、板倉兩人に面し勅旨奉行を催告す。【四九】▲十四日。島津久光脇坂閣老を其邸に訪ひ、勅意奉行を促す。【四九】▲十六日。島津久光書

を脇坂閣老に與へ、一橋、越前撰任と毛利慶親江戸召還の意見を述ぶ。【四九】▲十七日。大原氏島津久光を其宿所に招き熟議す。【五二】▲十八日。長井雅樂歸國發途。【二二】▲毛利慶親信州上ヶ松驛にて家老浦親負に會し、京都の狀勢を聞く。【四一】▲大原また登城、脇坂板倉兩閣老に會し、勅旨奉行を催告す。【五二】▲京都所司代酒井氏岩倉具視に明日其役宅に來らんことを求む。【一一四】▲廿一日。具視の代理具綱酒井所司代役宅に至る。酒井氏之に増祿の幕命を傳ふ。【一一四】▲廿三日。島津久光書を松平慶永に與へ、其所勞を見舞ひ、更に勅旨奉行に就き忠告を發す。【五一】▲薩藩臣西筑右衛門外人途中行きあひ問題に付幕府に届書を提出す。【八八】▲廿五日。脇坂、板倉二閣老大原勅使

を訪問【五二】▲廿六日。今日兩閣老亦大原訪問【五二】▲此頃二三日に互り大原勅使江戸の状況を在京岩倉氏に報す【五三】▲廿七日。陸士、海江田等桔梗門外を徘徊し示威運動をなす【五六】▲幕府外人との途中行會問題に付覺書を薩藩に與ふ【八八】▲廿九日。大原登城【五二】

大原登城、將軍家茂勅旨奉承。大原此旨を京都に報す【五六】▲二日。毛利慶親入京【四一】▲島津久光將軍に賞賜せらる【五七】▲六日。徳川慶喜一橋家を相續し、將軍後見職を命ぜらる【五八】▲横井小楠江戸に至る【五八】▲七日。小楠慶永に謁し、總裁職承諾を勸む。この頃一橋慶喜また慶永の承諾を勸告す【五八】▲八日。長藩周布政之助、中村九郎兵衛等正親町三條邸に至

七月一日

り書を呈し、勅使東下に關する勅諭を毛利氏に下されんことを要望す【四三】▲中根雪江、横井小楠、大久保忠寛に面し、明日慶永登城の旨を告げ併せて時勢の談論をなす【五九】▲九日。松平慶永を總裁となす【五八】▲十日。慶喜慶永等登城、大赦問題を議す【六一】▲毛利氏に江戸の臣小幡彦七をして京都所司代松平宗秀の不入望なることを幕府閣老に告げしむ【七五】▲十二日。幕府大赦を決定す【六一】▲十三日。毛利氏、毛利伊勢を正親町三條邸に遣し、長井雅樂建白書の却下を請はしむ【四三】▲十五日。長州臣浦親負中山、正親町三條邸に至り藩主の病癒えたる旨を申す【七五】▲十六日。慶喜慶永等登城、大原氏明日其宿所に兩人の入來を求む。其際島津久光を同席せしむるの

議あり、慶喜肯ぜず【六二】▲長藩勸修寺家に就き物を朝廷に獻ず【七五】▲今日勅書を毛利氏に賜はる【七五】▲十七日。慶喜、久光の同席を諾す【六二】▲十八日。大原再び慶喜慶永の入來を求む。幕聞きかず【六二】▲十九日。幕閣大原の登城を求む。明日大原登城に決す【六三】▲今日。永井玄蕃再び召出さる【六七】▲廿日。大原登城せず【六三】▲島田左近暗殺せらる【一七】▲廿一日。大原、慶喜慶永の來訪を求む。仍つて明後日往訪に決す【六四】▲廿三日。慶喜慶永、大原を訪ふ。島津久光同席【六四】▲廿四日。毛利慶親親諭書を在京藩臣に下す【七六】▲岩倉具視近習を辭し本番所參勤を請ふの書を上る。千種、富小路兩人また辭表を上る【一四】▲廿五日。中山忠能、正

八月一日

親町三條實愛、野宮定功等また進退何書を提出【一五】▲天皇宸翰を中山等に賜ひ、近衛關白に議し進退を決せしむ【一七】▲廿六日。島津忠寛松平慶永に謁し、久光を當主となさんとすの指令を求む。慶永肯ぜず【六七】▲廿七日。毛利慶親父子の内一人在京一人出府周旋すべきの勅旨を授けらる【七六】▲廿八日。薩藩士堀次郎の惡事露顯【六七】▲毛利氏嗣子定廣を東下せしむるの旨を朝廷に申す【七六】▲今日。岩倉具視願の如く、近習を免じ、本番所參勤を命ぜらる【一七】▲廿九日。堀小太郎、大久保一藏、中根雪江を訪ひ外國事務局設置、及び春嶽の上京を勸む【六七】

幕府堀次郎仕置を決す【六八】▲二日。毛利氏六條の質疑を上る【七六】▲今

日定廣學醫院に候し、東下周旋に關する訓令を授けらる。【七九】▲久坂玄瑞廻瀨條議を慶親定廣父子に上る。【八〇】▲毛利定廣京を發し、江戸に向ふ。【八〇、八一】▲脇坂老中薩藩に堀の處分を命ず。【六八】▲堀大久保寓所に滞留。【六九】▲五日。脇坂老中再び薩藩家老を召し、堀の處分を命ず。【六八】▲六日。薩藩西筑右衛門脇坂氏を訪ひ、今晚堀を歸藩せしむるの旨を申す。然れども薩藩論決せず。【六八】▲七日。薩藩論堀處分問題決せず。【六九】▲永井玄蕃京都町奉行を命ぜらる。【七一】▲八日。薩藩大久保一藏等堀老板倉氏を訪ひ堀問題を語る。【六九】▲十一日。毛利定廣掛川驛に至り桂小五郎をして先行江戸に至らしむ。【八一】▲十二日。大原登城關老に會し、久光任敍の件を申出

づ。【七〇】▲幕府久光の任敍謝絶に決す。【七一】▲十四日。毛利定廣掛川を發す。【八二】▲十六日。松平慶永大原と濱御殿に會し久光任敍問題を語る。【七一】▲桂小五郎江戸著。【八三】▲今日。京都にて大納言廣幡忠禮等久我建通、岩倉具視、千種有文を彈劾す。【一一七】▲十八日。大原登城、慶喜慶永と久光任敍問題を議す。慶喜明に其謝絶の意を告ぐ。【七一】▲今日。綾小路俊實書を在江戸大原に與へ、岩倉等の奏曲を告ぐ。【一九】▲十九日。久光一橋邸に至り慶喜慶永に會し、國事二十餘條の意見書を提出す。【七三】▲大原卿桂小五郎を召し、所謂伏見問題を語る。【八三】▲今日。在京毛利慶親使を議奏兩卿に遣し、鳥津久光西歸後も周旋の事に從はしめんと乞ふ。【八五】▲毛利定廣江戸

品川著。直ちに鳥津久光と會見せんとし、明日に延期せんことを求めらる。【八五】▲毛利氏の臣中根雪江を訪ひ、鳥津氏會見延期申出の理由を搜る。【八五】▲廿日。定廣久光を高輪館に訪ふ。【八六】▲岩倉具視等盤居を命ぜらる。【一一〇】▲廿一日。鳥津久光上京發途。【八八】▲生麥事件起る。【八九、九〇、九一、九二、九三、九四】▲此夜久光程ヶ谷泊。【九五】▲近衛忠照書を鳥津久光に與へ岩倉等の處分を告ぐ。【一二〇】▲廿二日。薩藩昨日の始末を神奈川奉行に届出づ。【九五】▲今夜久光小田原泊。【九五】▲生麥の變報今曉三時幕府に達す。今日米公使蘭總領事老中板倉水野兩人に會見。【九六】▲今日。大原勅使江戸發、變をきき品川に泊す。【一〇四】▲此日岩倉具視等落飾。【一一〇】▲

廿三日。外國奉行津田近江守英公使と横濱に會見。【九九】▲津田氏また佛公使とも會見。【一〇一】▲大原氏品川發。【一〇四】▲廿四日。毛利氏の兵險に大原氏を送りて藤澤驛に至る。【一〇四】▲廿五日。毛利氏の臣藤澤より歸る。【一〇四】▲久我建通盤居。【一一〇】▲廿六日。鳥津氏駿河府中に泊し、松方助左衛門を薩摩に急派し變を報ぜしむ。【一〇四】▲久我建通落飾。【一一〇】▲鳥津氏先きの届書を訂正して今日老中水野氏に差出す。【九五】▲六日。大原歸京參内。【一〇四、一〇五】▲七日。鳥津久光入京。【一〇五】▲九日。久光參内御劍を賜はる。【一〇五】▲十四日。大原重徳直衣を著するを聽さる。【一〇五】▲今日勅使歸京に就き觀應の旨を一般に布告せらる。【一〇五】▲廿日。近

閏八月四日

衛忠房關白忠照の旨を受け、書を鳥津久光に與へ時事意見を徴す。【一〇八】
 ▲久光今日近衛邸に至り意見書提出。【一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二】
 ▲廿八日。松方助左衛門鹿兒島著、鳥津氏當主に使命を報告す。【一〇四】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

淺野伊賀守

開國初期、文久大勢一變上篇掲出。【四】

安島帶刀

公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變篇掲出。【七九】

飛鳥井雅典

朝幕交渉篇掲出。【三一、五六、一一四】

姉小路公知

朝幕交渉篇掲出。【一一七、一一八】

阿野公誠

朝幕交渉篇掲出。【三一、一一七、一一八】

阿部越前守

名は正外、越前守また豊後守と稱す。

阿部正弘

同姓正藏の男、播磨守正春の後を嗣ぎ、磐城棚倉城主となる。神奈川奉行等の職を経て、元治慶應の間幕府の老中となり、令名あり。【九五】
 伊勢守に同じ。天保改革、幕府分解接近時代、彼理來航以前の形勢篇以下各篇掲出。【五九】

有馬新七

安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【一、二】

イ、牛

井伊掃部頭

井伊直憲に同じ。久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【二八】

井伊大老

井伊直弼に同じ。【四、六、七、七四、七七】

井伊掃部頭

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、安政大獄前中後、櫻田事變、開

板倉勝靜

國初期、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【一一三】
備中松山藩主、文政六年正月生る。實は桑名藩主松平定永の八男。周防守勝職の嗣となり、嘉永二年四月家を承く。寺社奉行を経て、文久二年三月老中となり、元治元年六月辭。慶應元年再任、四年免。明治二十二年四月死。【四、八、九、一〇、一七、三八、四九、五二、五七、六〇、六九、七二】
一色邦之輔に同じ。公武合體篇掲出。【九七】

一色山城守

伊藤博文

安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。【四一】

石井行光

岩倉具視

朝幕交渉篇掲出。【三一】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【一、二、一四、九七】

ウ

二二、二四、二五、二七、二八、二九、三〇、三一、三七、五三、五四、五五、一〇九、一一三、一一七、一一九、一二〇】

梅溪通善

梅溪通善

浦鞆負

安政大獄前中後篇掲出。【七九】
朝幕交渉篇掲出。【三一】
朝幕交渉篇掲出。【三一】
安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。【一五、二一、二二、三五、四一、四三】

エ、イ

英照皇太后

久世安藤執政時代掲出。【六】
越前前中將 松平慶永に同じ。【三三、三五、五六、七六、一〇五】

オ、カ

小河彌右衛門

文久大勢一變上篇掲出。【四二】

尾張慶勝

正親町公董

慶應に同じ。彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【五七】
實は中山忠能の二男。實徳の嗣となる。王政復古の業に力を盡し、文久三年攘夷監察使となり長州に下り、明治維新の際奥羽征討に偉功を建つ。官左近衛中將となり、後陸軍少將に任ず。明治二年十二月死。【一、七、一一八】

正親町實徳

實光の男、文化十一年九月生る。權大納言に至る。明治二十九年十月死。【一七、一八、二〇】

正親町三條實愛

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【一、二、一四、二二、二三、二四、二五、二八、三〇、三三】

大久保一藏

一、三二、四三、七四、一〇四、一一四、一一五、一一六、一一九】
大久保利通に同じ。【二七、四八、五二、五三、五四、六七、六八、八二、九五】

大久保忠寛

大久保右近將監に同じ。日露英蘭條約、公武合體、安政條約締結、井伊直弼執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【五九、六一】

大久保利通

櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【二四、三七、五八、六八、八一】

大原左衛門督

大原重徳に同じ。【一〇三、一〇五】

大原重徳

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後篇掲出。【二三、二四、二五、二七、二八、三〇、三三、三四、三五、三七、四六、四七、四八、四九、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、六〇、六一、六二、六三、六五、六八】

六、七一、八二、八三、八四、八五、八八、一〇五、一一三、一一九】

【力行】

カ

海江田武次

井伊直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。

【五六、八七、八八、八九、九五】

孝明天皇

幕府實力失墜時代、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【三】

和宮

安政大獄中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【五、六四】

桂小五郎

木戸孝允に同じ。神奈川條約締結、

川端公述

安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。【三〇、三三、四一、四三、七五、八二、八三、八四、八五、八六】

勘解由小路資生

裏松恭光の男。文政十年三月生る。中務權大夫光宙の嗣となる。權右大辨に任ず。明治二十六年二月死。【三一】

ク

久坂玄瑞

安政大獄後篇、文久大勢一變上篇掲出。【一八、四二、四三、七六、八〇】

久世廣周

久世大和守に同じ。【一〇、二八、二九、四九】

久世通熙

朝幕交渉、久世安藤執政時代掲出。【二七】

久世大和守

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、

黒田了介

の時宮市に於て遊撃隊を編成し之が總監となる。元治元年六月禁門の變戦死す。年四十九。贈正四位。【七五、八二、八五、八六】

九條關白

日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【一六、二三、三〇、三八、四九、六四、一一三、一一四】

來島又兵衛

名は政久、山口藩士、尤も武術に長ず。文久三年五月國司信濃の參謀となり赤間關を守る。八月七朝西下の報に接し、同志と共に上京、伏見に沮まる。高杉晋作奇兵隊を組織する

觀行院

久世安藤執政時代掲出。【三九】

久我建通

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、文久大勢一變上篇掲出。【二三、二七、二八、二九、一〇九】

久我通久

建通の男、天保十二年十一月生る。明治維新の際東北征討軍に加はり、後、元老院議官、宮中顧問官、東京府知事、宗秩寮總裁等となる。大正十年十月隱居し、同十四年一月死。

五代才助

通稱徳助、松陰と號す。名は友厚、鹿兒島藩士、嘉永以來國事に關與し、安政四年長崎に至り航海砲術を習ふ。六年幕吏岩淵忠震に従ひ上海に赴き外情を探る。元治元年留學生十八人を率ゐ海外諸州を巡遊す。歸りて長崎大阪間の航路を開く。維新の際參與外國事務掛となる。次いで外國裁判事、大阪府判事等となる。後民間に下り、株式取引所、商法會議所等を起す。十八年九月死。年五十三。贈正五位。【八一】

近衛忠熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、文久大勢一變上篇掲出。【六、七、二三、二七、五七、七四、一〇五、一〇七、一〇八、一一四、一一七、一一八、一二〇】

近衛忠房

安政大獄中後、文久大勢一變上篇掲出。【一、二、三、二四、二五、二六、二七、三六、一〇八】

小松帶刀

文久大勢一變上篇掲出。【三、三七、五二、八一、一〇八】

〔サ行〕

サ

酒井所司代

酒井忠義に同じ。【一、二、七、二三、三六、四九、一一三、一一六、一一八】

酒井忠義

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、

酒井若狭守
酒井十之丞

久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【二、七、三六、六四、七三、七四、一一三、一一四】

酒井忠義に同じ。【三、一一〇】
名は忠温、後直道と改む。通稱彦七、福井藩士、側用人より中老となる。

佐世八十郎
澤 宣嘉
三條實美

安政中上京して諸藩志士と交る。元治元年征長の役藩兵を率ゐて小倉に陣す。慶應二年六月大阪に抵り藩主を助けて長州再征の不可を唱ふ。三年參政となる。戊辰の役東北に従軍功あり。明治二十八年二月死。贈從四位。【六七、六九】
文久大勢一變上篇掲出。【一八】
朝幕交渉篇掲出。【三一】
實萬の子。天保八年二月京都に生る。文久二年從三位權中納言に進み、議奏使となり、江戸に使い攘夷の旨を

三條實萬

彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【七、一一八】

三條西季知 朝幕交渉篇掲出【三一】

滋野井實在 朝幕交渉篇掲出【三一、一七一、一一八】

穴戸九郎兵衛 文久大勢一變上篇掲出【一四、八六】

四條隆謨 朝幕交渉篇掲出【三一】

島田左近 朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代掲出【一七】

島津淡路守 島津忠寛に同じ【五七、七〇】

島津三郎 島津久光に同じ【三六、三七、三九、四〇、五七、六一、六二、八一、九五、一〇〇】

島津重豪 雄藩、文政天保時代、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉篇掲出【四九】

島津茂久 櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出【四九、一〇四】

島津修理大夫 茂久に同じ【五七、六七、八八、九五】

島津忠寛 文久大勢一變上篇掲出【四九、六七】

島津齊彬 雄藩、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出【三九】

島津久光 櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出【一、二、三、四、八、一一、一四、二三、二四、二五、二六、二七、二八、三二、四〇、四一、四四、四五、四九、五〇、五一、五二、五三、六一、六五、六六、六七、七〇、七一、七二、七三、七四、八七】

二、八五、八七、八八、八九、九二、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇

菅原聰長

東坊城廳長に同じ。彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、朝幕背離篇、朝幕交渉篇掲出【一一八】

周布政之助

安政大獄後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出【一二、一七、二一、四〇、四三、四八、七五、八二、八四、八六】

青蓮院宮

安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出【六、七、

【夕行】

二三、五七、一〇八、一一八】

鷹司輔熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、文久大勢一變上篇掲出【六、七、一〇七】

鷹司政通

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、文久大勢一變上篇掲出【六、七、一一八】

武田伊賀

武田修理に同じ。彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變、開國初期、久世安藤執政時代篇掲出【六一】

伊達宗城 公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉篇掲出。【六】

田安慶頼 公武合體、井伊直弼執政時代、安政大獄中、久世安藤執政時代篇掲出。【三三、五〇、六四】

子

千種有文 朝幕交渉、安政大獄中、櫻田事變、久世安藤執政時代掲出。【二七、三一、一〇九、一一四、一一七、一一〇】

ツ

津田近江守 津田半三郎に同じ。公武合體、朝幕背離、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄後、開國初期、文久大勢一變上篇掲出。【九九、一〇一、一〇三】

ト

徳川家茂

紀州慶福に同じ。公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、久世安藤執政時代篇掲出。【一〇、一一、四六、五六】

一橋慶喜に同じ。【七】

尾張慶勝に同じ。【六、七、七七】

一橋慶喜に同じ。【九八】

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【五九】

朝幕交渉篇掲出。【三一】

久世安藤執政時代掲出。【三一、一〇九、一一四、一一七、一一〇】

朝幕交渉篇掲出。【一一七、一一八】

【十行】

豊岡隨資

徳大寺實則

富小路敬直

【十行】

ナ

内藤紀伊守

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、櫻田事變、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【五七】

長井雅樂

安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。【四、一一、一三、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、四〇、四一、四二、四三、七五、八〇、一〇六】

永井介堂

永井尙志に同じ。【六八】

永井尙志

永井玄蕃頭に同じ。彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、安政大獄後、櫻田事變篇掲出。【六七】

中谷正亮

安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。【一八】

長谷信篤

朝幕交渉篇掲出。【一一七、一一八】

中根雪江

彼理來航時代、公武合體、朝幕背離

長野主膳

緒篇、朝幕交渉、安政大獄前後篇掲出。【五、一三、二二、三九、四五、五一、五九、六二、六三、六七、六八、七四、八五】

中山忠能

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、櫻田事變篇掲出。【一一五】

檜崎彌八郎

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【一四、一五、二二、二三、二五、二六、二八、二九、三〇、三一、四三、五六、七六、一〇四、一〇五、一一四、一一五、一一六、一一七】

二

錦小路頼徳

朝幕交渉篇掲出。【三一】

西洞院信堅
庭田重胤

朝幕交渉篇掲出。【三一】
久世安藤執政時代掲出。【一一七、一
一八】

野宮定功

朝幕交渉、久世安藤執政時代篇掲出。
【一、七四、八四、八五、一一五、一一
六】

野宮宰相中將

野宮定功に同じ。【二】

野津七左衛門

鹿兒島藩士榮助の二男、鎮雄と名
のる。幕末の際王事に盡力し、維新
の役東北に出征して功あり、後軍籍
に入り五年陸軍少將となり、十一年
中將となる。明治十三年七月死。贈
正三位。【三七】

ハ行

ハ

坊城俊克
橋本實麗
橋本實梁

久世安藤執政時代掲出。【二三、三八】
久世安藤執政時代掲出。【六四】
朝幕交渉、久世安藤執政時代掲出。
【三一、三九】

服部歸一
林主税

開國初期篇掲出。【九七】
山口藩士、名は春郷。兒玉市郎兵衛
の三男、長じて林又兵衛の嗣となる。
天保六年藩主齊元の小姓となり、後
直目付役となる。文久中藩主に従ひ、
公事に盡し、慶應以來内用掛を兼ね。
明治の初鹿兒島に使し、藩に歸り老
朽淘汰の議を主張す。三年諸隊暴動
し、四年其實を負ひて退隱す。十五
年五月死。年六十四。【一九、二〇、四
一、四二】

東久世通禧

朝幕交渉篇掲出。【三二、三三、三
四、三六、三七、三九、四〇、四
一、四二】

ヒ

東園基敬
東坊城聰長
一橋刑部卿

朝幕交渉篇掲出。【三一】
菅原聰長に同じ。【一一八】
一橋慶喜に同じ。【三三、三五、五六、
六五、一〇五】

一橋慶喜

天保改革、彼理來航以前の形勢、神
奈川條約締結、公武合體、朝幕背離、
安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼
執政時代、安政大獄前中後、櫻田事
變、文久大勢一變上篇掲出。【一一、三
〇、三三、三七、五〇、五一、五二、五
三、五七、五八、六一、六四、六六、七
一、七四、七六、八八、九七、一一〇、
一一三】

廣橋光成

安政大獄前中後、櫻田事變、久世安
藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。
【二三、三六、三八、七六】

廣幡忠禮

内大臣基豐の子。文政七年六月生る。
宮内大臣、縣香間祇候に至る。明治

藤田東湖

彼理來航以前の形勢、彼理來航及其
當時、孝明天皇初期世相、公武合體、
朝幕交渉、安政大獄前、櫻田事變、
久世安藤執政時代、文久大勢一變上
篇掲出。【八七、八八】

藤波教忠

朝幕交渉篇掲出。【三一】

堀田正睦

天保改革、彼理來航及其當時、孝明
天皇初期世相、公武合體、朝幕背離
緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井
伊直弼執政時代、安政大獄前中、櫻田
事變、開國初期、久世安藤執政時代、
文久大勢一變上篇掲出。【一一八】

堀 次郎

安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【一、一四、二九、六七】

本多忠民

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中後、久世安藤執政時代、文久大勢一變上篇掲出。【四、五七】

本田彌右衛門

文久大勢一變上篇掲出。【一一四、一一六】

本間精一郎

文久大勢一變上篇掲出。【一一四、一六、一一九】

【マ行】

マ

益田彈正

文久大勢一變上篇掲出。【二〇、二二、二二、四一、四三】

松方助左衛門

名は正義、海東と號す。鹿兒島藩士、天保六年二月生る、文久以來京阪

の間に往來し國事に盡力す。明治元年日田縣知事となり、後、民部大藏等の大丞を經、大藏大輔となる。十三年内務卿となり、十四年參議に任じ大藏卿を兼ね。十八年大藏大臣兼内務大臣となる。二十四年内閣總理大臣兼大藏大臣となる。後また總理大臣及び大藏大臣となり、大正六年内大臣となり、十一年辭す。十三年七月死。年九十。【八九、一〇四】

松平容保

朝幕背離緒篇、安政大獄後篇掲出。【四七、五五、七〇、一〇九】

松平春嶽

松平慶永に同じ。【六、七、一三、三七、五九、六〇、六二、六三、六五、六七、七〇、七一、七四、七九、八八、九六、九七、一〇六、一一〇、一一三】

松平出羽守

名は定安、實は松平齊孝の四男、入りて松江藩主齊齋の嗣となり、嘉永

松平容堂

山内豊信に同じ。【七】

松平慶永

幕府分解接近時代、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後、櫻田事變、開國初期、文久大勢一變上篇掲出。【七、八、九、一〇、一一、三〇、三九、四四、四五、四七、四九、五〇、五一、五二、五五、五七、五八、六一、六六】

松平信義

六年九月相續、明治五年三月家を弟直應に譲り、同十年十一月再び家を嗣ぎ、十五年十一月隱居し、十二月死。【二八】

松平信古

丹波龜山藩主、豊前守また紀伊守と稱す。同姓庸熙の長男、入りて信豪の嗣となり、天保十四年二月相續、文久中幕府老中となり、樞機に參與す。慶應二年正月死。【三八、七〇】

萬里小路博房

權大納言正房の子。文政七年六月生る。官權中納言に至る。明治十七年二月死。【三一】

松平宗秀

實は大河内氏、參州吉田藩主、間部詮勝の二男、入りて信璋の嗣となり、嘉永二年十一月家督相續、伊豆守と稱す。また刑部大輔といふ。安政文久中幕府奉行、大坂城代を経て幕府老中となる。明治二十一年十一月死。【六四】

三浦七兵衛

安政大獄前中後、櫻田事變、文久大勢一變上篇掲出。【三六】

水野忠邦

水野越前守に同じ。文政天保時代篇以下、安政條約締結篇に至るまで各

水野忠精

篤及び安政大獄前、櫻田事變黨掲出。【五三、五七】

水戸齊昭

櫻田事變黨掲出。【四、一〇、三八、五三、五六、五七、七二】

壬生基修

幕府分解接近時代黨以下各黨掲出。【八、一一】

實は庭田重基の三男、天保六年三月生る。入りて壬生道吉の嗣となる。幕末の際王政恢復に努め、文久三年三條實美等と長州に奔り、維新の際北越征討軍に加はり、賞典二百石を賜はる。後貴族院議員となり、明治三十九年三月死。【一一七、一一八】

モ

毛利定廣

毛利廣封また元徳と同じ。安政大獄後、文久大勢一變上黨掲出。【一四、一五、一六、一七、五〇、七六、七八、七

毛利登人

九、八一、八二、八三、八五】
名は武、通稱左門、有所と號す。山口藩の重臣なり。萬延元年世子定廣の番長となり、政務に參す。文久二年従つて江戸にあり、輔翼の任に當る。三年八月國にあり、外艦攻撃に功あり。元治元年十一月幕軍四境に迫るの時、罪に陥り、十二月野山獄に斬らる。年四十四。贈正四位。

毛利慶親

彼理來航及其當時、井伊直弼執政時代、安政大獄前後黨掲出。【四、五、一二、一三、一四、一七、一八、一九、二〇、三二、四〇、四一、四六、四八、五〇、七五、七六、七八、七九、八二、八三、八四、八五】

【ヤ行】

ヤ

柳原光愛

隆光の子。官大納言に至る。文久中山崎修履の事に與り功あり。大正天皇御生母柳原愛子の御父。明治十八年五月死。【一一七】

山階宮晃親王

邦家親王第一王子、母は家の女房藤木壽子。文化十三年九月生る。靜宮と稱す。十四年八月勸修寺門室を相續す。文政元年四月改めて志津宮と稱す。五月光格天皇養子となる。六年十月親王となる。七年五月落飾、天保八年十一月二品に叙す。十三年七月親王位記並に光格天皇養子を止めらる。元治元年正月復飾、山階宮の稱號を賜ふ。ついで孝明天皇猶子となり、親王となさる。慶應三年十二月二品に叙す。明治八年十二月勳一等に叙し、十九年十二月大勳位となる。三十一年二月薨。壽八十三。【一〇四】

山科兵部

吉井幸輔に同じ。【四四、五二、五三、五八、六一、六二】

山田字右衛門

山口藩士、名は頼毅、星山と號す。安政元年浦賀防備奉行參謀となる。文久二年參政に任じ、ついで學習院御用掛となる。歸藩の後參政に復任、慶應元年正月兵學校教授となり、ついで郡奉行、民政方改正掛となる。明治四年十一月死。年五十五。【四一、四三、八一、八六】

山田亦介

安政大獄後黨、文久大勢一變上黨掲出。【八一】

山内豊信

公式合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前後黨掲出。【六、七、五七、七一】

ヨ

横井小楠

彼理來航及其當時、孝明天皇初期世

相、公武合體、久世安藤執政時代篇
掲出。【一〇、五九、六〇、七一、七四、
九六】

吉井幸輔

吉井友實に同じ。井伊直弼執政時代、
安政大獄後、文久大勢一變上篇掲出。

吉田松陰

【三七、四四、六一】
神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、
安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼
執政時代、安政大獄前中後、櫻田事
變、文久大勢一變上篇掲出。【一六、
一八、四二、四三、七六、八〇】

【ラ行】

□

六條有容

朝幕交渉篇掲出。【三一】

【ワ行】

ワ

脇坂安宅

彼理來航以前の形勢、神奈川條約締
結、日露英蘭條約締結、公武合體、
朝幕交渉、安政大獄前、櫻田事變、
開國初期、久世安藤執政時代篇掲出。
【三七、四九、五〇、五二、五六、五九、
六〇、六三、六八、七〇】

脇坂安董

安興の子。幼字龜吉、淡路守と稱す。
明和五年生る。天明四年封を襲ひ龍
野藩五萬千石の主となる。寛政二年
三月奏者番となり、三年八月寺社奉
行を兼ね。後老中となる。天保十二
年二月死。年六十。贈正四位。【四九】

索引

【ア行】

ア

阿久根……………四九七
上ヶ松驛……………一九八

イ、牛

石山寺……………二〇九
伊勢神宮……………三七七
今出川……………五〇四

ウ

吳淞……………四三三
宇治……………二〇七、二〇九、二一〇、
二一〇、二一〇、二一〇、二一〇、
浦賀……………四三三

エ、エ

江戸……………二五、六一、六九、八一、八五、九〇、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、
一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、
一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、
一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、
一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、
一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、
一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、
江戸表……………八八、四八三
江戸海……………三五八
江戸櫻田邸……………七〇

オ、ヲ

岡崎……………一七七
小田原……………一七八
小田原藩……………四三三
大井川……………三八八
大阪……………八六、二〇四、二〇八、二五八、三九〇、四九七、五三三
大津……………二〇六、二〇七、二〇八
大森……………四三三

【カ行】

カ

學習院……………三九八
掛川驛……………三八八、三九三、三九三

鹿兒島……………四九七
 鹿兒島灣……………四一八、四六八
 柏原驛……………二〇五
 神奈川……………三八七、四二七、四三三、四三七、四四二、
 四四四、四四五、四四七、四六一、四九三
 神奈川驛……………四三〇、四九〇
 金川驛……………四九八
 神奈川宿……………四九五
 川崎……………三八七、四五三、四五六、四九三
 川崎大師……………四一七、四三〇
 河長樓……………三三七
 河原町……………三〇一
 甲州路……………一九七、二〇四

キ

紀州……………四九
 木曾街道……………一九五
 木曾路……………一九七
 京都……………一五、一六、一五、一九、四〇、四五、六一、七九、八一、九〇、九八、九八、
 一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、
 一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、
 一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、
 一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、
 一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、
 一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、
 一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、
 一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、
 一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、
 一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、
 二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、
 二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、
 二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、
 二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、
 二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、
 二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、
 二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、
 二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、
 二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、
 二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、
 三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一〇

ク

草津……………二〇四、二〇七
 桑名驛……………一七六、一七七
 關西……………二六
 關東……………二六、三五、八八、一七、一三、一五〇、一五四、一五五、
 一六八、一七五、三六八、三七六、五〇四、五二二、五五〇

ケ

京師……………五四、二七、一九〇、一九三、二二三、四五九、四六三

コ

鴻門の會……………二二八

【サ行】

サ

堺……………三九九
 坂下門……………三七九、四〇三、四〇四、
 櫻田……………三七九、四〇三、四〇四、
 佐土原……………三九九

鯉洲……………五〇一
 三條通り……………五〇四

シ

鹿飛……………一〇五
 四條……………一九
 品川……………四二、四五三、五〇〇
 品川驛……………四二〇、四五五、四七六、四八〇、四九八、五〇〇
 品川御殿山……………三二一
 汐留……………三三六
 下田條約……………三六八

ス

醉月樓……………三三五
 數寄屋橋河岸船宿萬年屋……………三三六
 隅田川……………三三五
 墨田川……………三三六
 勢田……………三〇九

セ

【タ行】

タ

高瀬川……………一九
 高輪……………二五、三六、三九六、四二二、四三三、四三三

チ

知恩院……………一二五
 千代田城……………一六、三三、三三、三八、三八

テ

寺町通り……………五〇五

ト

東海道……………二四、一九九、三六九、四四七、四七七、四九〇
 東海道石部驛……………一七
 東禪寺……………三七九、四七三
 戸塚……………一七八

【ナ行】

ナ

- 長岡驛……………三七九
- 中山道……………一九三、一九四、一九五、二〇〇、二二三、二三五、三九四、四九九
- 中立賣御門……………五〇四
- 中津川驛……………一九八、一九九
- 中村……………三三六
- 生麥村……………四一七、四三三、四六八、五〇一
- 奈良……………二〇八

ニ

- 西江州……………二〇六

又

- 沼津……………一八八、四三三

【ハ行】

ハ

- 函館……………四四五
- 箱根の關所……………四五一

- 花岡驛……………八八

- 濱御庭……………三四四

- 播磨……………二〇八

ヒ

- 彦根藩……………三五九

- 兵庫……………三二一、三五九

フ

- 福川……………一九七

- 伏水……………二〇八、三四三、四〇四、四一四

- 伏見……………三六九、三〇〇、三〇三、三三三、三九二、三八一、三九五、四一四

- 藤澤驛……………三九〇、四〇〇、四〇一

- 府中……………四九七

- 藤森茶屋……………二〇七

ホ

- 程ヶ谷……………一七八、四三五、四三八、四五二、四五三、四六一、四九七

【マ行】

- 萬年屋……………二二五

マ

ミ

- 水戸……………一八七、七
- 漆川の決議……………二二三
- 漆川の覺期……………三六一
- 漆川の決心……………三六一
- 美濃路……………二〇〇

モ

- 守山……………二〇八、二〇九

【ヤ行】

ヤ

- 陽明家表御門……………二〇四
- 山城……………二〇八

ヨ

- 横濱……………四三三、四三七、四三九、四四二、四四三
- 横濱灣……………四四九、四五一、四五六、四七五、四七七、四三七

【ラ行】

ロ

- 六郷川……………四三〇

昭和九年十一月二十日印刷
昭和九年十一月三十日發行

近世日本國民史 四七
國民史文久大勢一變中篇 上製
定價金五圓

不許
複製

9. 11. 24

著者 德富猪一郎

發行者 三樹退三

印刷所 民友社印刷所

發行所 東京市神田區錦町一丁目十番地 民友社

發賣所 東京市神田區錦町 振替東京四九九一番 株式會社 明治書院

電話神田(25)二一四七番

IF-2M-89





終